

ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路等について

東温市耐震改修促進計画「第4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」
「5 地震時の総合的な安全対策に関する事項」に記載する、別に定める災害時の重要な避難
路等については、以下に掲げるものとする。

1 緊急輸送道路

地震等災害発生後に、救助活動の円滑な実施や物資輸送の確保を行ううえで重要な道路

2 避難路

(1) 市の地域防災計画において指定されている避難路

(2) 住宅や事業所等から指定緊急避難場所^{※1}又は指定避難所^{※2}等へ至る道

3 通学路

各学校が、幼児や児童等が通園又は通学の際の安全の確保と、教育的環境維持のために
指定している道路

4 大規模な災害が発生した場合において、その利用を確保することが重要な施設の沿道

(1) 市内の防災拠点となる施設の敷地の沿道

本庁舎、支所、消防署、病院など大地震時等に防災拠点等となる施設の敷地の沿道

(2) 指定避難所の敷地の沿道

指定避難所敷地の沿道

※1：(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項に規定する市長が
指定する指定緊急避難場所をいう。)

※2：(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項に規定する市長が
指定する指定避難所をいう。)